

仙台市交通局発注工事における
総合評価一般競争入札実施要綱に係る運用の手引き

令和7年4月版

仙台市交通局

仙台市交通局発注工事における総合評価一般競争入札実施要綱に係る運用の手引き
(平成 21 年 7 月 21 日管理者決裁) (令和 7 年 4 月 22 日改正)

目 次

1.はじめに	1
2.総合評価一般競争入札について	
(1)概要	1
(2)総合評価一般競争入札の基本的なフロー	1
3.対象工事と方式の選定	
(1)対象工事	2
(2)総合評価の方式の選定	2
4.総合評価の方法	
(1)評価値の申告方法	2
(2)評価値の算定方法	3
(3)入札価格、技術評価点及び評価値の関係	3
(4)落札候補者の決定	3
5.落札者決定基準	
(1)評価項目及び加算点	4
(2)評価項目ごとの評価点及び加算点	5
(3)評価基準及び得点	6
(4)各評価項目の評価基準及び得点の詳細	
①企業の施工能力に関する評価項目、評価基準及び得点	8~15
②配置予定技術者の能力に関する評価項目、評価基準及び得点	16~23
③企業の地域貢献・働き方改革・扱い手確保に関する評価項目、評価基準及び得点	24~43
④企業の技術的能力の評価（簡易な施工計画）に関する評価項目、評価基準及び得点	44~45
⑤企業の高度な技術力の評価に関する評価項目、評価基準、得点等	46
6.提出書類等	47
7.落札候補者の審査	
(1)審査の方法	48
(2)技術提案等の取扱い	48
(3)配置予定技術者等に対するヒアリング	48
(4)落札者の決定	48
8.配置予定技術者等の取扱い	
(1)配置予定技術者等の変更	48
(2)契約締結前後における取扱い	48~49
9.中立かつ公正な審査・評価の確保	
(1)学識経験者の意見聴取	49
(2)学識経験者の選任	49
10.技術提案等に関する秘密の保持	49
11.技術提案等の内容の担保	
(1)履行検証	50
(2)工事成績への反映	50
12.実施手順	51

1. はじめに

公共工事の品質確保を目的に、平成 17 年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）が施行され、また、この法律の基本理念に基づき「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が平成 17 年 8 月閣議決定された。

仙台市交通局では、品確法及び基本方針に基づき発注工事の品質確保の促進及び発注関係事務の適切な運用を図るため、平成 21 年 4 月から総合評価一般競争入札を本格導入している。平成 26 年6月及び令和元年6月の品確法改正により、公共工事の品質確保と併せて、担い手確保や働き方改革、災害時の緊急対応強化等、受発注者の責務が明確化された。また、同法の改正に伴い、発注者共通の指針となる「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が令和2年1月に改正された。

この「仙台市交通局発注工事における総合評価一般競争入札実施要綱に係る運用の手引き」は、「仙台市交通局発注工事における総合評価一般競争入札実施要綱」に基づき総合評価一般競争入札の実施に必要な事項を示すものである。

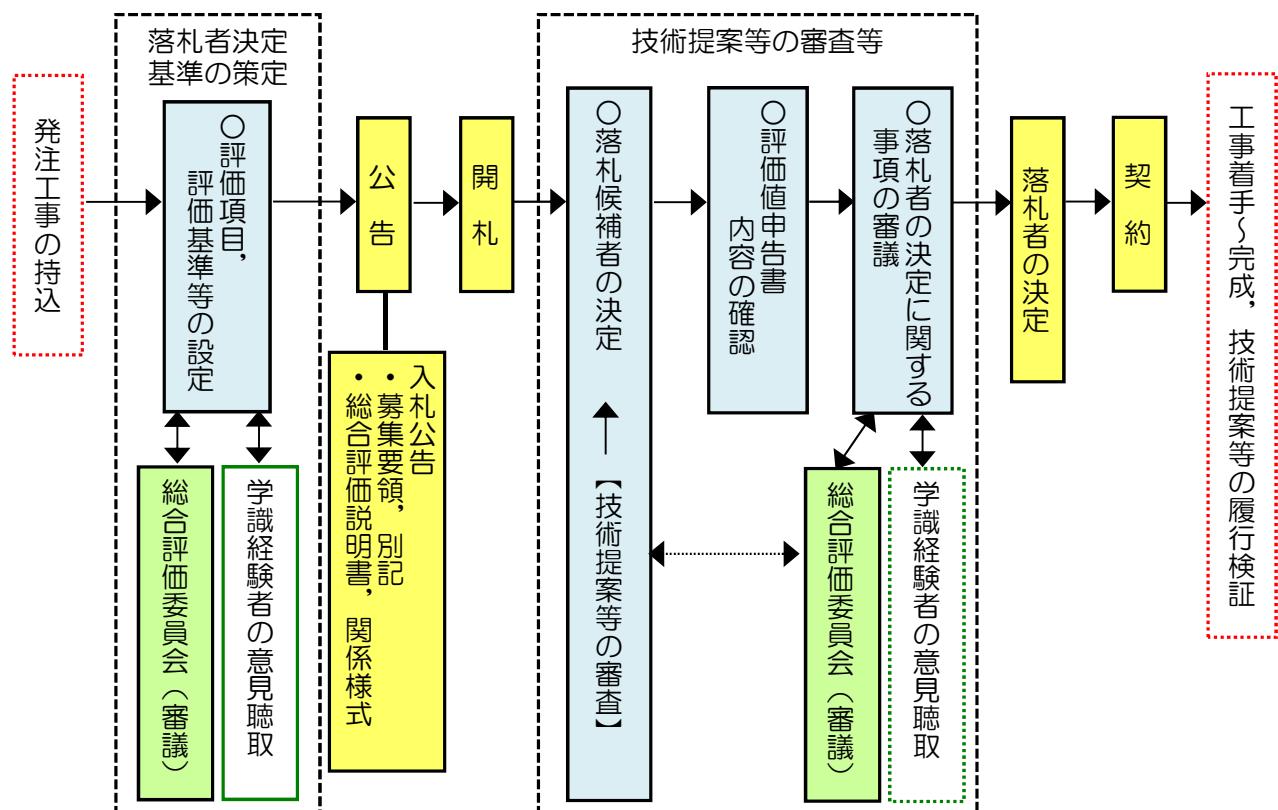
2. 総合評価一般競争入札について

（1）概要

総合評価落札方式は、価格競争型の入札と異なり、入札参加者の技術的能力を審査するための指標とする価格以外の要素（企業の技術力、社会性及び地域性等）を評価項目及び評価基準として定め、入札価格と併せて総合的に評価し、落札者を決定するものである。

これにより、入札に参加する企業の技術面での競争を促し、工事品質の向上はもとより不良・不適格業者及びダンピング受注の排除、談合防止など公正な取引秩序が確保され、建設業の健全な発達にも資するものである。

（2）総合評価一般競争入札の基本的なフロー



3. 対象工事と方式の選定

(1) 対象工事

総合評価一般競争入札は、予定価格5千万円以上の工事を対象とし、予定価格1千万円以上5千万円未満の工事については、対象工事を選定の上実施する。

ただし、次に掲げる工事については、総合評価方式を適用しない。

- ・災害復旧工事等の緊急を要するもの
- ・「建築物の解体工事」（ただし、新築・増築・改築工事と一体発注する場合はこの限りではない）
- ・その他総合評価委員会により決定したもの（仙台市交通事業管理者が認めるもの）

(2) 総合評価の方式の選定

対象工事の特性等（工事目的物の内容、規模、施工方法、施工条件、難易度、技術的な工夫の余地等）に応じて総合評価委員会において次の方針から選定する。

方式	適用の考え方
簡易型 Ⅰ型	技術的な工夫の余地が小さく、発注者の示す仕様等に基づき適切かつ確実な施工を求める工事に適用する。 評価は、企業及び配置予定技術者の同種工事の施工実績や工事成績等、及び企業の社会性や地域性などから求められる技術力と入札価格を総合的に評価する。
簡易型 Ⅱ型	技術的な工夫の余地は小さいが、施工上特に配慮が必要とされる施工条件等があり、それらを踏まえて発注者の示す仕様等に基づき適切かつ確実な施工を求める工事に適用する。 評価は、簡易型Ⅰ型で求める企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の地域貢献その他の評価項目に簡易な施工計画を加えて求められる技術力と入札価格を総合的に評価する。
標準型	技術的な工夫の余地が大きく、発注者が求める工事内容を実現するため、特別な安全対策、環境の維持、交通の確保、工期の短縮等、施工上の特定の課題や社会的な要請に対する施工上の工夫などの技術提案を求める工事に適用する。 評価は、簡易型Ⅰ型で求める企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の地域貢献その他の評価項目に、企業からの技術提案、技術提案にかかる施工計画及び配置予定技術者の能力等の内容を加えて求められる技術力と入札価格を総合的に評価する。
その他	上記の方式の適用が適切ではない工事に適用する。 評価は、対象工事の特性等に応じて設定される評価項目により行う。

4. 総合評価の方法

(1) 評価値の申告方法

入札参加者は、「評価値申告書（様式-1）」により評価項目ごとに求められている内容等を申告するものとする。

また、総合評価の方式が簡易型Ⅱ型の場合は、様式-Ⅱ「簡易な施工計画書」、標準型の場合は、技術提案書（様式は入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」に添付する）を併せて提出するものとする。

(2) 評価値の算定方法

評価値は、価格以外の要素を一定の基準により評価して得た技術評価点（標準点+加算点）を入札価格で除して得た数値とする（除算方式）。

評価値	$= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$
-----	--

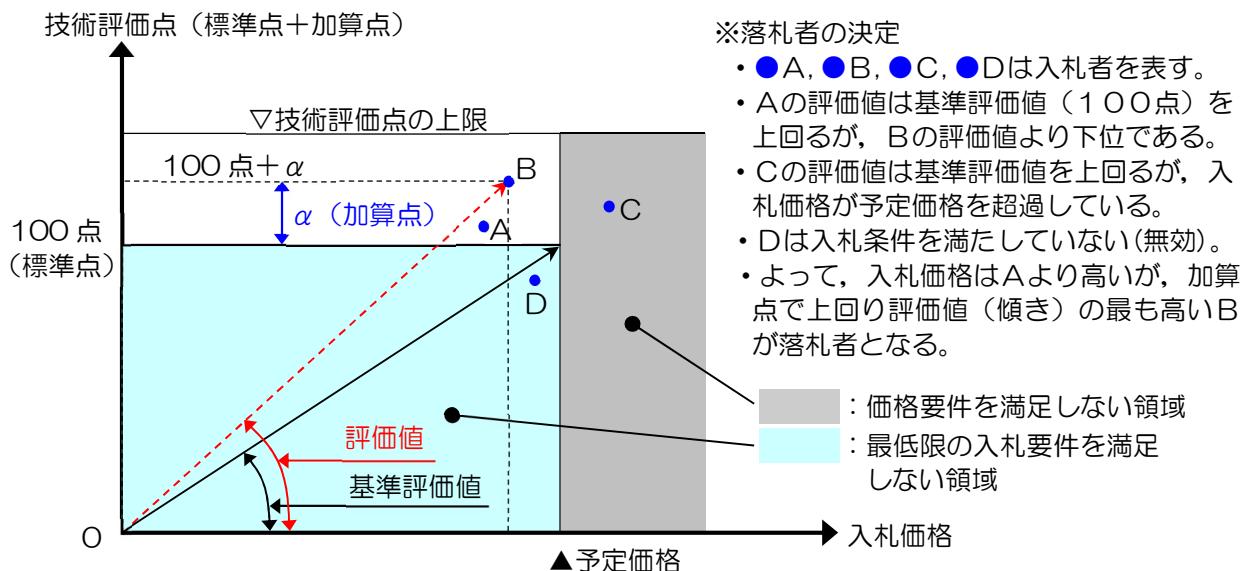
なお、「簡易な施工計画（簡易型Ⅱ型）」及び「技術提案書（標準型）」については、それぞれ本市が審査を行って算出した評価点と申告のあった評価点を加算して求められた点数を、入札参加者の加算点とする。

加算点の配点は表 4-1 のとおりとし、入札参加者の評価値の算定にかかる加算点は、評価項目ごとに付与した評価点の合計とする。

表 4-1 加算点の配点

総合評価の方式	加算点の配点（最大値）
簡易型Ⅰ型	24.0点
簡易型Ⅱ型	34.0点
標準型	44.0点

(3) 入札価格、技術評価点及び評価値の関係



(4) 落札候補者の決定

次の各要件に該当するもののうち、評価値が最も高いものを落札候補者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
- ② 入札に係る性能等が、入札公告及び総合評価に関する説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件を全て満たしていること
- ③ 「工事請負契約に係る失格基準取扱要綱」に基づく総額判断基準価格を下回る価格での入札については、工事費構成費目のすべてが失格基準価格を下回っていないこと
- ④ 「低入札価格調査要綱」第6条に規定する低入札価格調査及び第6条の2に規定する特別重点調査において、失格にならなかったこと

5. 落札者決定基準

(1) 評価項目及び加算点

総合評価の方式ごとに定める評価項目は、表 5-1 を基本とし、対象工事の特性に応じて決定する。

表 5-1 総合評価の方式ごとの評価項目及び加算点

評価の視点	評価項目	総合評価方式								
		簡易型Ⅰ型					簡易型Ⅱ型	標準型		
		土木		建築	電気・機械					
		地域実績型	土木型	建築型	建築設備型	プラント型				
企業の施工能力	ア 過去5ヶ年度における工事成績評定点（上位実績の平均点）	6	6	6	6	6	6	6		
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	1	1	1	1	1	1	1		
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰歴 又は交通局発注工事で工事成績評点80点以上の施工実績	2	2	2	2	2	2	2		
	エ 過去1ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等	0	0	0	0	0	0	0		
	オ 建設業労働災害防止協会への加入状況	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	小計	9	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5		
	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	1	1	1	1	1	1	1		
	キ 過去5ヶ年度及び現年度における工事成績評定点（最高点）	2	2	2	2	2	2	2		
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴 又は交通局発注工事で工事成績評点80点以上の施工実績	1	1	1	1	1	1	1		
	ケ 継続教育(CPD)の取組み状況	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
企業の技術的能力の評価	小計	4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5		
	コ 災害時の応援協定等の締結実績及び協定に基づく活動実績									
	(1) 災害時の応援協定の締結実績	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5		
	(2) 過去2ヶ年度における協定に基づく防災訓練実績	1	1	1	1	1	1	1		
	サ 緊急工事登録への取組み実績	1	0.5	—	—	—	0.5	0.5		
	シ 過去2ヶ年度における緊急工事等の従事実績	2.5	1.5	—	—	—	1.5	1.5		
	ス 過去5ヶ年度における維持工事等の施工実績	2	1	1	1	—	1	1		
	ソ 地域貢献活動等の取組み状況									
	(1) 過去2ヶ年度における地域貢献活動等の実績	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	(2) 市内本店所在年数及び工事の受注状況	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	(3) 障害者の雇用促進状況	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	タ 品質管理システム等の認証取得状況	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	チ 若手又は女性技術者の配置状況	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	ツ 建設キャリアアップシステムの活用状況	—	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0.5		
	テ 過去5ヶ年度及び現年度における下請負の地元発注推進企業顕彰歴	—	1	1	1	1	1	1		
	ト 登録基幹技能者の配置状況	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	小計	9	10	8.5	8	7	10	10		
	簡単な施工計画	施工上特に配慮が必要とされる条件や課題についての技術的所見1~2テーマを設定し、テーマごとに1~3の細目を設定								
技術提案	総合的なコスト縮減に関すること	—	—	—	—	—	—	20		
	・ライフサイクルコスト									
	工事目的物の性能・機能等に関するこ	—	—	—	—	—	—			
	・性能、機能等									
	社会的要請への対応に関するこ	—	—	—	—	—	—			
	・環境の維持									
	・交通の確保									
	・特別な安全対策									
	・省資源、リサイクル									
	小計	22	24	22.5	22	21	34	44		

●評価項目は対象工事の特性に応じて選択する。

●地域実績型は、予定価格1千万円以上5千万円未満の舗装工事から選定する。

●機械・電気の区分は、建築物等の建築工事に係るものを建築設備型、その他をプラント型とすることを基本とする。

●地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の対象となる工事は、簡易型Ⅱ型又

は標準型を基本とし、評価項目は対象工事の特性に応じて設定する。

(2) 評価項目ごとの評価点及び加算点

総合評価の方式ごとに定める評価項目ごとの評価点及び加算点については、下表の内容を基本とする。落札者決定基準は工事ごとに定め、入札公告の「総合評価に関する説明書」に記載する。

●評価項目ごとの評価点及び加算点の計算例

加算点 配点 a	評点 配点 b	得点 c	評価点 d	評価点 計 e
9.5	6	6.00	6.00	9.50
	1	1	1.00	
	2	2	2.00	
	0	0	0.00	
	0.5	0.5	0.50	
				9.50
				④

① 得点(c) = 評価基準により付与される点数

得点(c)は、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。

② 評価点(d) = 得点(c)

③ 評価点計(e)は、評価点(d)を合計した値とする。

④ 加算点は、評価点の計を合計した値とする。

(3) 評価基準及び得点

評価項目ごとの評価基準及び付与する得点は、下記及び次項「(4) 各評価項目の評価基準及び得点の詳細」のとおりとする。

●評価項目の組合せは、対象工事の特性に応じ設定するので、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」により確認すること。

●評価値の算定は、入札参加者の責により行うものとする。ただし、簡易な施工計画書や技術提案書を求める案件は除く。

●落札候補者の審査において、申告した実績が実際に有する実績と異なることが判明した場合該当する評価項目の得点は次のとおりとする。

(1) 実績を超える得点で申告した場合は、次の方法により評価値を修正する（以下「再評価」という）。再評価の結果、評価値が次順位の入札参加者を下回った場合、次順位の者を落札候補者とする。

・得点区分に段階があるときは、次のとおりとする。

　a) 「複数実績あり」「実績あり」「なし」等の区がある評価項目では、本来の得点区分で再評価する。

　b) 工事成績評定点に係る評価項目では、実績を超える評定点を69点とみなして改めて算出した得点をもって再評価する。

・得点区分に段階のない評価項目（「実績あり」、「なし」等）では、最低点で再評価する。

(2) 実績を下回る得点となる申告又は得点区分が変わらないときは、申告した得点のままでし、訂正を認めない。

●各評価項目の共通取扱事項

(1) 評価対象となる期間、年度等は次のとおりとする（記載のないものは、各評価項目の取扱による）。

【令和7年度公告案件の例】

・直前の10ヶ年度

　平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

・直前の5ヶ年度

　令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

・直前の2ヶ年度

　令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

・現年度

　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 施工実績を得る機会が少ない技術者を育成するため、経験豊富な現場代理人（専任指導者）と経験の浅い配置技術者（監理技術者又は主任技術者をいう。以下本手引きにおいて同じ。）を各々配置する場合、配置予定技術者に求められる施工実績等に現場代理人の実績を申告できる（以下「専任指導者制度」という。）。

この場合、いずれの者も配置技術者となる資格を有する者とする。

また、配置予定技術者の実績は申告できない。

なお、対象工事の入札形態が共同企業体による場合、専任指導者制度は適用しない。

(3) 「健康保険被保険者証」の取り扱い

「健康保険被保険者証」の発行終了により、マイナ保険証に移行した場合は、保険者（国民

健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等)より発行される「資格情報のお知らせ」のコピーとする。

(4) 各評価項目の評価基準及び得点の詳細

①企業の施工能力に関する評価項目、評価基準及び得点

ア. 過去5ヶ年度における工事成績評定点（上位実績の平均点）

評価基準	得点	
公告日の属する年度の直前の5ヶ年度に完成検査が行われ合格した仙台市（交通局を含む。その他企業局を除く）発注工事（予定価格100万円以上）のうち、上位実績の工事成績評定点の平均点。	土木、舗装…82.0点以上 建築 ……84.0点以上 電気、機械…83.0点以上	6点
得点は、次の計算式より算出する。	69.1点以上	計算式より算出
$\frac{(\text{各工事種目の実績数に応じ算出した平均点} - 69)}{(\text{各工事種目で得点が最大となる平均点} - 69)} \times 6$	69.0点以下	0点
【評価項目別取扱事項】で設定する、工事種目（5区分）及び実績数等を確認すること。	実績なし	

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業の実績とする。
- 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

[評価項目別取扱事項]

- 本評価項目で設定する工事種目（5区分）ごとの実績数、得点が最大となる平均点は次のとおりとする。

工事種目	実績数	得点が最大となる平均点
土木工事	上位3件	82.0点
舗装工事		
建築工事	上位5件	84.0点
電気工事		
機械工事	上位2件	83.0点

- 実績とする工事の工事種目は、対象工事と同一の工事種目のものに限る。
- 異業種JVの実績は、分担工事が対象工事と同一の工事種目のものに限る。
- 建築物の解体工事は、建築工事の実績とする。
- 国、県、他市町村、交通局を除く本市企業局の工事成績評定点は評価対象としない。
- 実績数が工事種目ごとに設定する件数に満たない場合は、不足している実績すべてを69点とみなして計算する。

●平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。

●得点の算出例を次に示す。

【算出例 1】

工事種目が「土木工事」、上位実績が85点、80点、75点の場合

$$\text{平均点} = (85 + 80 + 75) / 3 = 80.0$$

$$\begin{array}{r} (80 - 69) \\ \hline (82 - 69) \end{array} \quad \begin{array}{r} 11 \\ \hline 13 \end{array}$$

$$\text{得点} = \times 6 = \times 6 = \underline{5.08\text{点}}$$

【算出例 2】

工事種目が「舗装工事」、上位実績が88点、85点、81点、80点、80点の場合

$$\text{平均点} = (88 + 85 + 81 + 80 + 80) / 5 = 82.8$$

平均点が82.0点以上となるため、得点は最大の6点

【算出例 3】

工事種目が「建築工事」、上位実績が71点、67点の場合

$$\text{平均点} = (71 + 67) / 2 = 69.0$$

平均点が69.0点以下となるため、得点は0点

【算出例 4】

工事種目が「電気工事」、実績が78点の1件の場合（不足する実績を69点として計算）

$$\text{平均点} = (78 + 69) / 2 = 73.5$$

$$\text{得点} = \frac{(73.5 - 69)}{(83 - 69)} \times 6 = \frac{4.5}{14} \times 6 = \underline{1.93\text{点}}$$

＜評価値申告書の作成時の留意点＞

●土木の工事種目が、土木工事と舗装工事に区分されることに留意すること。

●申告する実績の契約方式が指名競争又は随意契約の場合は、技術管理室又は当該実績の契約担当課で工事種目を確認すること。

＜評価値申告書の記載方法＞

様式-2 企業の施工能力

項目ア

1. 上位実績の工事成績評定点及び工事名を記入し、該当する完成年度をリストから選択する。
2. 実績数が工事種目ごとに設定する件数に満たない場合は不足している実績の工事成績評定点に「69」、実績がない場合は「0」を記入する。

＜落札候補者となった時に提出する書類＞

工事成績評定通知書の写し

共同企業体としての実績の場合、CORINSの竣工登録時カルテの写し

<落札候補者の審査における取扱い>

実績と異なる得点で申告した場合は、次のとおりとする。

- 実績と異なる評定点、又は対象工事の工事種目（土木、舗装等）と異なる工事の評定点を入力した場合

- ・ 実績を超える得点で申告したときは、実績と異なる評定点を69点として改めて算出した得点をもって再評価する。
- ・ 実績を下回る得点となるとき又は得点が変わらないときは、申告のあった得点のままとし、訂正を認めない。

- 入力すべき項目がいずれも未入力のときは、実績なし（得点は0点）とする。

イ. 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績

評価基準	得点	
国又は地方公共団体等が発注し、公告日の属する年度の直前の 10 ヶ年 度及び現年度に完成した「同種工事の条件」を満たす工事を元請企業とし て施工した「対象工事と同種の工事区分」の実績の有無。	施工実績 あり	1 点
	なし	0 点

＜評価基準の判定方法＞

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」は、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表で指定する、対象工事が属する大分類（O1 土木工事、O2 建築工事、O3 電気工事、O4 機械工事）により判断する。
 - 「同種工事の条件」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記2によるものをいう。
 - 現年度については、公告日までに完成し検査に合格したものに限る。
 - 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業とする。
 - 共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の企業に限る。
 - 異業種JVとしての施工実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。
 - 東日本大震災による損害があった工事において、その損害部分に含まれる工事目的物の出来高を発注者が実績と見なし CORINS の登録を認めた場合には、その実績も評価対象とする。

＜評価値申告書の作成時の留意点＞

1. 「同種工事の条件」は、対象工事と同等の工事施工実績として入札参加者に求める工事の規模を定めた「加点条件」で、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記2に記載される。

別記2

評価項目のイ及びカでいう「同種工事の条件」は次のとおりとする。

同種工事の条件の設定例)

- ・車道部のアスファルト舗装面積が〇〇m²以上の道路舗装工事
 - ・施工延長が〇〇m以上の中水道本管（内径〇〇mm以上のもの）の布設工事
 - ・SRC造又はRC造の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分が地上〇階建以上でかつ延床面積が〇〇m²以上の建築物（倉庫・駐車場等を除く）の建築（電気設備、給排水衛生設備又は空気調和設備）工事

申告する自社の実績が「同種工事の条件」を満たすことを CORINS 等で十分確認したうえで申告すること。

2. 「国又は地方公共団体等」は、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人及び建設業法施行規則第18条に掲げる法人とする（国、都道府県、市町村、独立行政法人等が対象となる）。

<評価値申告書の記載方法>

様式－2 企業の施工能力

項目イ

1. 「同種工事の条件」を満たす実績の有無をリストから選択する（施工実績あり、なし）。
2. 実績がある場合、次により記入する。
 - ①該当する完成年度をリストから選択する。
 - ②CORINS の竣工登録がある場合は、CORINS 登録番号、発注機関、工事名及び受注形態（単独か共同企業体どちらかを選択、共同企業体のときは出資比率を併記）を記入する。
 - ③CORINS 登録されていない実績の場合、以下の事項を全て記入する。
発注機関、工事名、受注形態、契約金額（最終契約金額（税込））、工事場所、工事概要、契約工期

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 実績が確認できるCORINSの竣工登録時カルテの写し
- CORINSのみで「同種工事の条件」を満たす施工実績を確認できない、又はCORINSの竣工登録をしていない場合は、次の書類の写し
 - ・実績が確認できる契約図書等（工事発注者、受注者及び最終契約金額の分かる一連の契約書、設計図面、数量計算書、工法の指定がある場合は施工計画書等）

<落札候補者の審査における取扱い>

審査における施工規模の判定について、これまでの事例を参考に示す。

- 実績として評価対象とする工事は、契約工事1件分とする。2件以上の契約工事を合算して実績とすることはできない。面積や延長等の施工規模は、契約工事1件分で条件を満たす実績を申告すること。
- 同種工事の条件で「連続した施工区間」の実績であること等を指定していない場合は、1件の工事の中で施工箇所が分かれても実績と認める。
「連続した施工区間」等を指定している例)
建築工事で、1棟当たりの外壁改修面積が〇〇m²以上のものを含む改修工事

**ウ. 過去 5 ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰歴
又は交通局発注工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績**

評価基準	得点	
公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度及び現年度における、「仙台市優良建設工事表彰要綱」（昭和 53 年 2 月 10 日市長決裁）に基づく「対象工事と同種の工事区分」の表彰歴の有無、又は仙台市交通局が発注し、公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度及び現年度に完成しあつ引渡しが完了した「対象工事と同種の工事区分」の工事成績評定点が 80 点以上の施工実績の有無。	表彰歴 又は 施工実績 あり	2 点
	なし	0 点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」は、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表で指定する、対象工事が属する大分類（O1 土木工事、O2 建築工事、O3 電気工事、O4 機械工事）により判断する。
- 現年度については、公告日までに表彰又は引渡しを受けたものを対象とする。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業を評価の対象とする。
- 共同企業体としての表彰歴又は施工実績は、出資比率が 20% 以上の企業に限る。
- 異業種 JV としての表彰歴又は施工実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。

[評価項目別取扱事項]

- 表彰歴の場合、基準日は、表彰を受けた年度であり、表彰工事の完成年度ではない。

<評価値申告書の記載方法>

様式一2 企業の施工能力

項目ウ

1. 表彰歴又は施工実績の有無をリストから選択する（表彰歴又は施工実績あり、なし）。
2. 実績がある場合、表彰工事の名称を記入し、該当する表彰年度又は検査年度をリストから選択する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

表彰歴の場合は表彰状の写し

施工実績の場合は工事成績評定通知書の写し

共同企業体としての実績の場合、CORINS の竣工登録時カルテの写し

<落札候補者の審査における取扱い>

- 優良建設工事表彰の内示を受けた段階では、実績として評価対象としない。
- 国、県、他市町村、仙台市水道局及びガス局の表彰実績等は評価対象としない。

エ. 過去 1 ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等

評価基準	得点	
不誠実な行為又は本市発注工事における労働災害等の状況。	なし	0 点
○開札日から起算して過去 1 ヶ年の間に、「仙台市交通局有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止を受けているもの。	指名停止又は文書指導 1回あり	-1 点
○開札日から起算して過去 1 ヶ年の間に、本市（企業局を含む）の発注工事において労働災害又は公衆災害を発生させ、本市から事故防止に関する文書指導を受けているもの。	指名停止又は文書指導 複数回あり	-2 点

＜評価基準の判定方法＞

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体（異業種 JV を含む）の場合は、共同企業体を構成する全ての企業を評価の対象とする。

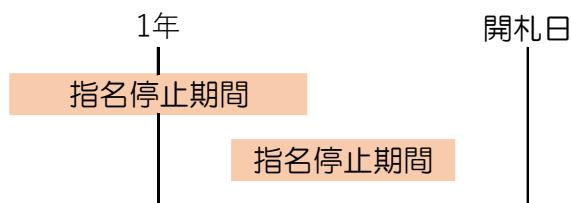
[評価項目別取扱事項]

- 文書指導の有無を判断する日は、対象となる文書が通知された日とする。
- 対象期間内に指名停止又は文書指導が複数あるものは、-2 点とする。ただし、同一原因に基づく指名停止と文書指導については 1 件とみなす。

＜評価値申告書の作成時の留意点＞

- 申告書を提出した日から開札日までの間に本市から事故防止に関する文書指導を受けた場合は、落札候補者となった時に書類の写しを提出すること。この場合、申告された評価値はその内容に応じて再評価する。その結果、評価値が次順位の入札参加者を下回る場合は、次順位の者が落札候補者となる。
- 開札日から起算して過去 1 ヶ年とは、例えば 5 月 10 日開札の場合、前年の 5 月 11 日から開札日の 5 月 10 日までとなる。

指名停止により減点となる期間の例



＜評価値申告書の記載方法＞

様式一2 企業の施工能力

項目工 該当事項をリストから選択する（なし、指名停止あり、文書指導あり、複数履歴あり）。

＜落札候補者となった時に提出する書類＞

指名停止通知又は文書指導の写し

オ. 建設業労働災害防止協会への加入状況

評価基準	得点	
公告日における建設業労働災害防止協会への加入の有無。	加入あり	0.5点
	なし	0点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業を評価の対象とする。

[評価項目別取扱事項]

- 入札に参加する営業所（本店、支店等をいう。以下本手引きにおいて同じ。）が建設業労働災害防止協会に加入していること。
- 加入区分（団体会員、一般個人会員）によらず評価対象となる。

<評価値申告書の記載方法>

様式－2 企業の施工能力

項目オ 加入の有無をリストから選択する（加入あり、なし）。

<落札候補者となつた時に提出する書類>

「加入証明書」の写し（加入の証明日が公告日又は公告日の過去1年以内のもの）

※公告日又は公告日の過去1年以内とは、例えば4月1日公告の場合、前年の4月1日から公告日の4月1日までとなる。

②配置予定技術者の能力に関する評価項目、評価基準及び得点

力．過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績

評価基準	得点	
配置予定技術者が、国又は地方公共団体等が発注し、公告日の属する年度の直前の 10 ヶ年度及び現年度に完成した「同種工事の条件」を満たす工事に配置技術者又は現場代理人として従事した「対象工事と同種の工事区分」の実績の有無。	施工実績あり	1 点
	なし	0 点

＜評価基準の判定方法＞

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」は、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表で指定する、対象工事が属する大分類（O1 土木工事、O2 建築工事、O3 電気工事、O4 機械工事）により判断する。
- 「同種工事の条件」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記2によるものをいう。
- 現年度については、公告日までに完成し検査に合格したものに限る。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者を評価の対象とする。
- 共同企業体配置技術者又は現場代理人として従事した同種工事の施工実績は、出資比率が20%以上の企業での実績に限る。
- 異業種 JV の配置技術者又は現場代理人として従事した同種工事の施工実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。
- 東日本大震災による損害があった工事において、その損害部分に含まれる工事目的物の出来高を発注者が実績と見なし、CORINS 登録を認めた場合には、その実績も評価対象とする。
- 専任指導者制度を用いる場合は、配置予定技術者の実績は評価対象としない。

[評価項目別取扱事項]

- 現場代理人として従事した実績は、当該工事の従事時に監理技術者又は主任技術者の資格（対象工事に監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者の資格に限る）を有していた場合に限り、評価対象とする。
- 従事した期間は、実績とする工事の契約工期を原則とする。ただし、受発注者間の書面により専任又は常駐を要するとされた期間のうち 90%以上に配置されていたことが確認できる場合に限り、評価対象とする。
- 実績とする工事が工場製作を含む工事で、工場製作期間と現場施工期間で配置技術者が異なる場合は、現場施工に従事した配置技術者の実績を評価対象とする。

＜評価値申告書の作成時の留意点＞

「同種工事の条件」、「国又は地方公共団体等」については、評価項目イ（同種工事の施工実績）を参照すること。

<評価値申告書の記載方法>

様式ー3 配置予定技術者の能力

項目力

1. 「同種工事の条件」を満たす実績の有無をリストから選択する（実績あり，なし）。
 2. 実績がある場合，次により記入する。
 - ①該当する完成年度をリストから選択する。
 - ②CORINS の竣工登録がある場合は， CORINS 登録番号，発注機関，工事名，受注形態（単独か共同企業体どちらかを選択，共同企業体のときは出資比率を併記），従事した役割（監理技術者，主任技術者，現場代理人のいずれかを選択）及び従事時の保有資格（従事した役割が現場代理人のときのみ）を記入する。
 - ③CORINS 登録されていない実績の場合，以下の事項を全て記入する。

発注機関，工事名，受注形態，従事した役割，従事時の保有資格，契約金額（最終契約金額（税込）），工事場所，工事概要，契約工期，従事が必要な期間及び従事期間
- ※実績とする工事に「着手指定日」，「専任を要しない期間」又は「工場製作期間」が含まれる場合は，従事が必要な期間の欄に併せて記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 実績が確認できる CORINS の竣工登録時カルテの写し
- CORINS 上で契約工期と従事期間が一致しない場合は，竣工登録時カルテに加え，次の書類の写し
 - ・実績とする工事に「着手指定日」がある場合
 - ①着手指定日の分かる現場説明書又は特記仕様書等
 - ②受発注者間の協議により変更があったときは，その協議書等
 - ・実績とする工事に「専任を要しない期間」が含まれる場合は，対象となる期間に応じ，次の書類
 - ①準備期間のときは，設計図書又は打合せ記録簿等の期間が明確になっている書面
 - ②一時中止期間のときは，一時中止通知書及び再開通知書
 - ③後片付け期間のときは，検査日通知書及び検査結果通知書
 - ・実績とする工事に「工場製作期間」が含まれる場合で，工場製作期間と現場施工期間で配置技術者が異なるときは，次の書類
 - ①現場への着手の指定日があるときは，現場着手の指定日の分かる現場説明書又は特記仕様書等
 - ②現場への着手の指定日がないときは，現場への着手日の分かる打合せ記録簿又は工程表等
- CORINS のみで「同種工事の条件」に係る施工実績を確認できない，又はCORINS の竣工登録をしていない場合は，次の書類の写し
 - ・実績が確認できる契約図書等（工事発注者，受注者及び最終契約金額の分かる一連の契約書，設計図面，数量計算書，工法の指定がある場合は施工計画書等）
 - ・実績とする工事の発注機関が，配置技術者又は現場代理人として従事した期間を証明する書類

キ. 過去 5 ヶ年度及び現年度における工事成績評定点（最高点）

評価基準	得点	
配置予定技術者が配置技術者又は現場代理人として従事した、仙台市（交通局を含む。その他企業局を除く）が発注し、公告日の属する年度の直前の5ヶ年度及び現年度に完成した工事成績評定点の最高点。 得点は、次の計算式より算出する。	土木、舗装…82 点以上 建築 …84 点以上 電気、機械…83 点以上	2 点
$\frac{(\text{工事成績評定点の最高点} - 69)}{(\text{各工事種目で得点が最大となる最高点} - 69)} \times 2$	70 点以上	計算式 より 算出
	69 点以下	0 点
	実績なし	

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 現年度については、公告日までに完成し検査に合格したものに限る。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者を評価の対象とする。
- 共同企業体の配置技術者又は現場代理人として従事した工事の工事成績評定点は、出資比率が20%以上の企業での実績に限る。
- 専任指導者制度を用いる場合は、配置予定技術者の実績は評価対象としない。

[評価項目別取扱事項]

- 本評価項目で設定する工事種目（5 区分）ごとの得点が最大となる最高点は次のとおりとする。

工事種目	得点が最大となる最高点
土木工事	【対象工事ごとに定める入札参加資格の工事種目が舗装工事以外の土木工事】
舗装工事	【対象工事ごとに定める入札参加資格の工事種目が舗装工事】
建築工事	【全ての建築工事】
電気工事	【全ての電気工事】
機械工事	【全ての機械工事】

- 実績とする工事の工事種目は、対象工事と同一の工事種目のものに限る。
- 建築物の解体工事は、建築工事の実績とする。
- 国、県、他市町村、交通局を除く本市企業局の工事成績評定点は評価対象としない。

- 現場代理人として従事した実績は、当該工事の従事時に監理技術者又は主任技術者の資格（対象工事に監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者の資格に限る）を有していた場合に限り、評価対象とする。
- 従事した期間は、実績とする工事の契約工期を原則とする。ただし、受発注者間の書面により専任又は常駐を要するとされた期間のうち90%以上に配置されていたことが確認できる場合に限り、評価対象とする。
- 実績とする工事が工場製作を含む工事で、工場製作期間と現場施工期間で配置技術者が異なる場合は、現場施工に従事した配置技術者の実績を評価対象とする。
- 異業種JVの配置技術者又は現場代理人として従事した工事の工事成績評定点は、分担工事が対象工事と同一の工事種目のものに限る。
- 直前の5ヶ年度及び現年度に工事成績評定点が無い場合は実績なしとする。

＜評価値申告書の作成時の留意点＞

- 土木の工事種目が、土木工事と舗装工事に区分されることに留意すること。
- 申告する実績の契約方式が指名競争又は随意契約の場合は、技術管理室又は当該実績の契約担当課で工事種目を確認すること。

＜評価値申告書の記載方法＞

様式－3 配置予定技術者の能力

項目キ

1. 工事成績評定点の実績の有無をリストから選択する（評定点あり、なし）
点数なしの場合は「0」と記入する。
2. 実績がある場合、次により記入する。
 - ①工事成績評定点を直接記入する。
 - ②実績とした工事の工事名を記入し、完成年度及び従事した役割をリストから選択する（監理技術者、主任技術者、現場代理人）。

※実績とする工事に「着手指定日」、「専任を要しない期間」又は「工場製作期間」が含まれる場合は、従事が必要な期間の欄に併せて記入する。

＜落札候補者となった時に提出する書類＞

- 工事成績通知書の写し
- 実績が確認できるCORINSの竣工登録時カルテの写し
なお、以下に該当する場合の提出書類については、評価項目力（同種工事の施工実績）を参照すること。
 - ・CORINS上で契約工期と従事期間が一致しないとき
 - ・CORINSのみで従事期間を確認できない又はCORINSの竣工登録をしていないとき

＜落札候補者の審査における取扱い＞

実績と異なる得点で申告をした場合は、次のとおりとする。

- 実績と異なる評定点、又は対象工事の工事種目（土木、舗装等）と異なる工事の評定点を入力した場合
 - ・実績を超える得点で申告したときは、評定点を69点とみなして改めて算出した得点をもって再評価する。
 - ・実績を下回る得点となるとき又は得点が変わらないときは、申告のあった得点のままでし、訂正を認めない。
- 入力すべき項目がいずれも未入力のときは、実績なし（得点は0点）とする。

**ク. 過去 5 ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴
又は交通局発注工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績**

評価基準	得点	
配置予定技術者について、公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度及び現年度における、「仙台市優良建設工事表彰要綱」に基づく「対象工事と同種の工事区分」の技術者表彰歴、又は仙台市交通局が発注し、公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度及び現年度に完成しあり引渡しが完了した「対象工事と同種の工事区分」の工事成績評定点が 80 点以上の施工実績の状況。	複数あり	1 点
	あり	0.5 点
	なし	0 点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」は、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表で指定する、対象工事が属する大分類（O1 土木工事、O2 建築工事、O3 電気工事、O4 機械工事）により判断する。
- 現年度については、公告日までに表彰又は完成し検査に合格したものを対象とする。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に属する技術者を評価の対象とする。
- 共同企業体の配置技術者又は現場代理人として従事した工事の技術者表彰歴又は施工実績は、出資比率が 20% 以上の企業での実績に限る。
- 異業種 JV の配置技術者又は現場代理人として従事した工事の技術者表彰歴又は施工実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。
- 専任指導者制度を用いる場合は、配置予定技術者の実績は評価対象としない。

[評価項目別取扱事項]

- 表彰歴の場合、基準日は、表彰を受けた年度であり、表彰工事の完成年度ではない。
- 施工実績の場合、評価項目キの [評価項目別取扱い事項] と同様。

<評価値申告書の記載方法>

様式一3 配置予定技術者の能力

項目ク

1. 表彰歴又は施工実績の区分をリストから選択する（複数あり、あり、なし）。
2. 実績がある場合、表彰工事の名称を記入し、該当する表彰年度又は検査年度をリストから選択する。複数の表彰歴がある場合は、それぞれ記入する。

<落札候補者となつた時に提出する書類>

表彰歴の場合は表彰状の写し

施工実績の場合は工事成績評定通知書の写し、配置予定技術者（専任指導者制度を用いる場合は現場代理人）の従事した期間が分かる書類（評価項目キと同様）

<落札候補者の審査における取扱い>

- 国、県、他市町村、仙台市水道局及びガス局の表彰実績は評価対象としない。

- 優良建設工事表彰の内示を受けた段階では、実績として評価対象としない。
- 配置予定技術者が従事した表彰工事であっても、表彰を受けた技術者（配置技術者、現場代理人）が異なる場合は評価対象としない。

ケ. 継続教育（CPD）の取組み状況

評価基準	得点	
配置予定技術者について、次のいずれかの団体が証明した継続教育（CPD）の単位取得状況。 <input type="radio"/> (公社)日本技術士会…推奨 50 単位（1年間） <input type="radio"/> (一社)全国土木施工管理技士会連合会…推奨 20 単位（1年間） <input type="radio"/> (公社)農業農村工学会技術者継続教育機構…推奨 50 単位（1年間） <input type="radio"/> (公社)日本建築士会連合会（都道府県建築士会）…推奨 12 単位（1年間） <input type="radio"/> (公社)空気調和・衛生工学会…推奨 50 単位（1年間） <input type="radio"/> (一社)建築設備技術者協会…推奨 35 単位（1年間） <input type="radio"/> (公社)日本造園学会…推奨 50 単位（1年間）	推奨単位以上の取得単位あり	0.5 点
	推奨単位の 1/2 以上の取得単位あり	0.25 点
	推奨単位の 1/4 以上 1/2 未満の取得単位あり	0.15 点
	推奨単位の 1/4 未満の取得単位あり	0.1 点
	なし	0 点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者を評価の対象とする。
- 専任指導者制度を用いる場合は、配置予定技術者の実績は評価対象としない。

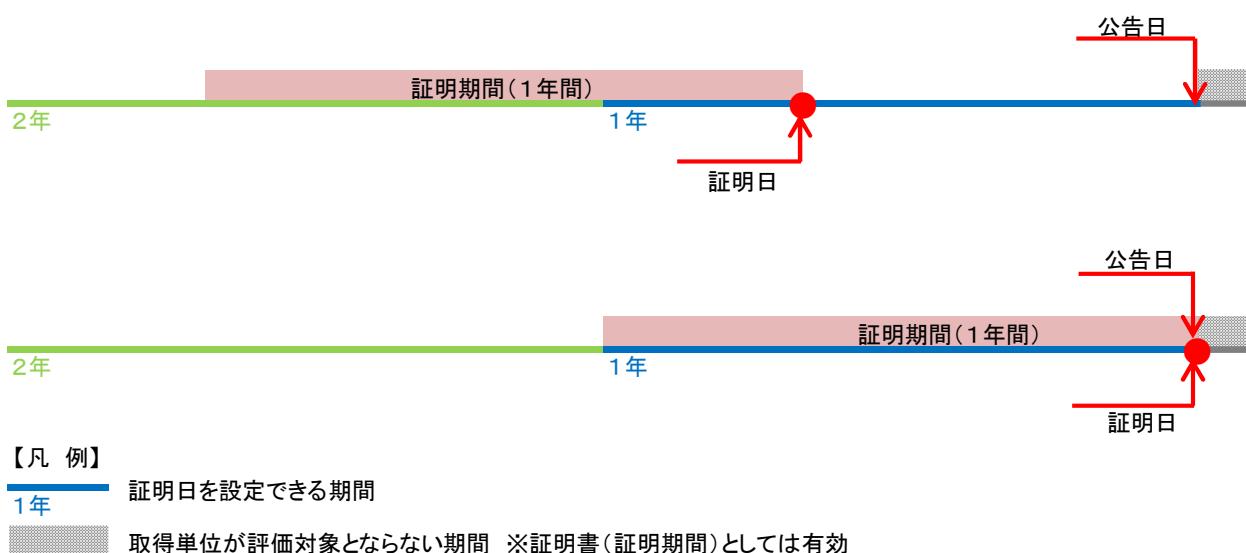
[評価項目別取扱事項]

- 継続教育の取得単位の証明書は、証明日（証明期間の基準となる日）が公告日から起算して過去 1 年以内、かつ証明期間は証明日から各団体の推奨単位あたりの期間を越したもの有効とする。

<評価値申告書の作成時の留意点>

証明書の発行申請日、証明日及び証明期間、評価対象となる取得単位について

- 発行申請日は、開札後の日付であっても認められるので、落札候補者となってから証明申請をしても支障ない。
- 証明日は公告日から起算して1年前まで遡ることができるので、配置予定技術者の単位取得状況及び各団体の推奨単位あたりの期間を考慮して証明期間を設定することができる。（証明期間の設定例は下図を参照）
- 公告日から起算して過去1年以内とは、例えば5月10日公告の場合、前年の5月11日から公告日の5月10日までとなる。



<評価値申告書の記載方法>

様式-3 配置予定技術者の能力

項目ケ

1. 実績の取得単位の区分をリストから選択する（推奨単位以上の取得単位あり、推奨単位の1/2以上の取得単位あり、推奨単位の1/4以上1/2未満の取得単位あり、推奨単位の1/4未満の取得単位あり、なし）。
2. 実績がある場合、取得単位数を記入し、証明団体名をリストから選択する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

配置予定技術者（専任指導者制度を用いる場合は現場代理人）が参加登録している団体が発行する証明書の写し

③企業の地域貢献・働き方改革・扱い手確保に関する評価項目、評価基準及び得点

コ. 災害時の応援協定等の締結実績及び協定に基づく防災訓練実績

評価基準	得点	
(1)災害時の応援協定の締結実績 ① 本市と締結した災害時の応援協定のうち、人命救助等に係るがれき等の撤去、道路啓開等の応急措置を市内全域で即時実施できる体制が明確である協定の締結の有無。	①②③全ての締結実績あり	1.5 点
② 本市と締結した災害時の応援協定のうち、あらかじめ指定された施設又は特定の区域に各社が配備登録され、災害時の応急又は支援活動等を市内全域で速やかに実施できる体制等が明確である協定の締結の有無。	①②③のうち 2項目の締結実績あり	1 点
③ 本市と締結した災害時の応援協定のうち、災害時の応急又は支援活動等における各社の配備体制等が明確である協定の締結の有無（上記①又は②で申告する協定を除く）。	①②③のうち 1項目の締結実績あり	0.5 点
	なし	0 点
(2)過去 2ヶ年度における協定に基づく防災訓練実績 公告日の属する年度の直前の2ヶ年度における、上記(1)の協定に基づき仙台市と実施した防災訓練への参加実績の有無。	複数参加実績あり	1 点
	参加実績あり	0.5 点
	なし	0 点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち、いずれかの企業の実績を評価の対象とする。

[評価項目別取扱事項]

- 協定の締結実績は、公告日において締結されているものを対象とする。
- 令和7年4月1日時点で締結されている協定のうち、評価項目(1)①及び②の協定は次のもの。
 - ・「災害時における応急措置の協力に関する協定」は、評価項目(1)①に該当する。
 - ・「地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定」は、評価項目(1)②に該当する。
(自社に所属する社員が登録されていることをもって評価の対象とする。なお、自社に所属する社員とは、対象工事の公告日において3ヶ月以上雇用されている者とする。)
 - ・「災害時における車両等の移動に関する協定」は、評価項目(1)②に該当する。
 - ・「大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定」は、評価項目(1)②に該当する。
- 評価項目(1)③は、②で申告していない協定も対象とする。
- 評価項目(2)は、(1)で申告した協定に基づく防災訓練実績を評価対象とする。
- 同一協定における防災訓練の複数実績については1件と評価する。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- 本市と締結している協定については、仙台市ホームページに掲載している「仙台市地域防災計画」における資料「災害時における応援協力に関する協定等一覧表」で確認することができる。

<評価値申告書の記載方法>

様式ー4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目コ

(1)災害時の応援協定の締結実績

1. 協定の締結の区分をリストから選択する（①②③全ての実績あり、①②③のうち2項目の締結実績あり、①②③のうち1項目の締結実績あり、締結実績なし）。
2. 協定の締結実績がある場合、協定名称及び締結した団体名をそれぞれ記入する。

(2)過去2ヶ年度における協定に基づく防災訓練実績

1. 協定に基づく防災訓練への参加実績の区分をリストから選択する（複数参加実績あり、参加実績あり、参加実績なし）。
2. 実績がある場合、参加年度及び対象となる協定をリストから選択する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

(1)災害時の応援協定の締結実績については、次の書類の写し。

- 所属団体の発行した「加入証明書」（加入の証明日が公告日又は公告日の過去1年以内のもの）
※公告日又は公告日の過去1年以内とは例えば4月1日公告の場合、前年の4月1日から公告日の4月1日までとなる。
- ①及び③の協定は、防災協定書及び自社の配備体制等が確認できる資料（証明日時点の最新のもの）
- ②の協定は、協定ごとに以下のとおりとする。

[地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定]

- 防災協定書、自社及び自社に所属する社員が配備登録された避難所等及び配備体制が確認できる資料
- 配備登録された社員と自社との雇用関係（3ヶ月以上の雇用）が確認できる「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証」
※法令に基づき保険者番号、被保険者記号・番号、二次元バーコード（ある場合）をマスキング処理のうえ提出すること。

[災害時における車両等の移動に関する協定]

- 防災協定書、自社の配備登録された区域及び配備体制が確認できる資料

[大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定]

- 防災協定書、自社の配備登録された区域及び配備体制が確認できる資料

(2)過去2ヶ年度における協定に基づく防災訓練実績については、次のすべて書類の写し。

- 担当部署の活動実績証明書等
- 協定に基づく防災訓練への参加実績が確認できる書類
参加実績を証明する添付書類の例)
 - 訓練時の活動状況写真等
 - 防災訓練における伝達訓練の場合は受発信者及び送信日時等の確認できるFAX等

サ. 緊急工事登録への取組み実績

(1) 簡易型Ⅰ型(土木型), 簡易型Ⅱ型及び標準型の場合

評価基準	得点	
本市が管理する公共施設に係る突発事故や小規模災害に常時対応する「対象工事と同種の工事区分」の各施設管理者との緊急工事等の登録又は指定受託の状況。	複数登録等あり	0.5点
	登録等あり	0.25点
	なし	0点

(2) 簡易型Ⅰ型(地域実績型)の場合

評価基準					
本市が管理する公共施設に係る突発事故や小規模災害に常時対応する「対象工事と同種の工事区分」の各施設管理者との緊急工事等の登録又は指定受託の状況。					
得点	交通局の登録を含む 複数登録等あり	複数登録等あり	交通局の登録等あり	登録等あり	なし
	1点	0.5点	0.5点	0.25点	0点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表で指定する、対象工事が属する大分類(O1 土木工事, O2 建築工事, O3 電気工事, O4 機械工事)により判断する。
- 異業種JVによる入札公告の場合には、「対象工事と同種の工事区分」を「分担工事と同種の工事区分」と読み替える。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち、いずれかの企業の実績を評価の対象とする。

[評価項目別取扱事項]

- 緊急工事登録への取組み実績は、公告日において登録又は指定を受諾しているものを対象とする。

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・扱い手確保

項目サ

1. 登録又は指定実績の区分をリストから選択する。
 - 簡易型Ⅰ型（土木型），簡易型Ⅱ型及び標準型の場合
(複数登録等あり，登録等あり，なし)
 - 簡易型Ⅰ型（地域実績型）の場合
(交通局の登録を含む複数登録等あり，複数登録等あり，交通局の登録等あり，登録等あり，なし)
2. 実績がある場合，登録又は指定を受諾した本市が管理する公共施設の管理者の担当部署名及び登録実績名称をそれぞれ記入する。
登録実績名称の記入例) 下水道緊急修繕業者，〇〇区管内緊急工事指定業者

<落札候補者となつた時に提出する書類>

緊急工事等の指定業者通知書，又は依頼書及び指定受託書等の写し

シ. 過去 2 ヶ年度における緊急工事等の従事実績

(1) 簡易型Ⅰ型（土木型）, 簡易型Ⅱ型及び標準型の場合

評価基準	得点	
公告日の属する年度の直前の 2 ヶ年度において次のいずれかに従事し完了した「対象工事と同種の工事区分」の実績。	複数従事実績あり	1.5 点
○本市が管理する公共施設（道路、公園、下水道、河川、農業用施設その他の公共土木施設）に関する緊急工事等。	従事実績あり	1 点
○本市が管理する道路（車道、歩道）における除雪又は凍結防止業務等。		
○本市と締結している協定に基づく災害対応工事等。	なし	0 点

(2) 簡易型Ⅰ型（地域実績型）の場合

評価基準						
公告日の属する年度の直前の 2 ヶ年度において次のいずれかに従事し完了した「対象工事と同種の工事区分」の実績。						
○本市が管理する公共施設（道路、公園、下水道、河川、農業用施設その他の公共土木施設）に関する緊急工事等。						
○本市が管理する道路（車道、歩道）における除雪又は凍結防止業務等。						
○本市と締結している協定に基づく災害対応工事等。						
得点	交通局の複数従事実績あり	交通局の従事実績ありかつ交通局以外の従事実績あり	交通局以外の複数従事実績あり	交通局の従事実績あり	交通局以外の従事実績あり	なし
	2.5 点	2 点	1.5 点	1.5 点	1 点	0 点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表で指定する、対象工事が属する大分類（O1 土木工事、O2 建築工事、O3 電気工事、O4 機械工事）により判断する。
- 異業種 JV による入札公告の場合には、「対象工事と同種の工事区分」を「分担工事と同種の工事区分」と読み替える。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち、いずれかの企業の実績を評価の対象とする。

[評価項目別取扱事項]

- 簡易型Ⅰ型（地域実績型）の「交通局の従事実績」は、交通局の所管施設における実績をいう。
- 評価対象となる緊急工事等とは、原則として本市が発出した「緊急工事指示書等（この項において、以下「指示書」という。）」によりその作業に従事した工事又は業務とし、その指示内容に基づき新たに契約したものに限る。
- 動物の死骸回収の業務委託については、指示書又は担当部署の指示証明書により従事した作業が確認できる場合に限り評価対象とする。
- 担当部署に緊急工事登録制度がない場合などで指示書が発出されていない場合は、緊急の必要により特命随意契約したものであることが、担当部署の指示証明書により確認できる場合に限り評価対象とする。
- 除雪又は凍結防止業務等については、指名競争や随意契約等の契約方式にかかわらず評価対象とする。
- 本市と締結している協定に基づく災害対応工事等とは、「災害時の応援協定に基づく要請書（この項において、以下「要請書」という。）」に基づき契約を締結し行った工事とする。
- 対象工事の入札において、本評価項目で申告する実績は、次の評価項目では評価対象とならない。
 - ・評価項目ス 維持工事等の施工実績

<評価値申告書の作成時の留意点>

緊急工事等の実績については、評価対象となる公共施設が道路、公園、下水道、河川、農業用施設、その他の公共土木施設のいずれかに関するものであるか確認すること。

<評価値申告書の記載方法>

様式ー4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目シ

1. 自社の従事実績の区分をリストから選択する。
 - ・簡易型Ⅰ型（土木型）、簡易型Ⅱ型及び標準型の場合
(複数従事実績あり、従事実績あり、なし)
 - ・簡易型Ⅰ型（地域実績型）の場合
(交通局の複数従事実績あり、交通局の従事実績ありかつ交通局以外の従事実績あり、交通局以外の複数従事実績あり、交通局の従事実績あり、交通局以外の従事実績あり、なし)
2. 実績がある場合、完了年度をリストから選択し、従事した業務等の件名、業務内容及び依頼部署名をそれぞれ記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 契約書、請書、見積書兼承諾書いずれかの写し（契約日及び履行期限が分かる書類に限る）
- 緊急工事等の実績の場合、指示書又は担当部署の指示証明書の写し
- 動物の死骸回収の業務委託の実績の場合、指示書又は担当部署の指示証明書の写し
- 協定に基づく災害対応工事の実績の場合、要請書の写し
- これらの書類に施工場所の記載がない場合、施工場所の分かる書類の写し

ス. 過去 5 ヶ年度における維持工事等の施工実績

(1) 簡易型Ⅰ型(土木型), 簡易型Ⅱ型及び標準型の場合

評価基準	得点	
仙台市(交通局を含む。その他企業局を除く)が発注し、公告日の属する年度の直前の5ヶ年度に完成した「対象工事と同種の工事区分」の維持工事の施工実績。 工事請負契約書によるものを対象とする。	複数施工実績あり	1点
	施工実績あり	0.5点
	なし	0点

(2) 簡易型Ⅰ型(建築型, 建築設備型), 簡易型Ⅱ型及び標準型の場合

評価基準	得点	
仙台市(交通局を含む。その他企業局を除く)が発注し、公告日の属する年度の直前の5ヶ年度に完成した次のいずれかの施工実績。 ○「対象工事と同種の工事区分」の維持工事の施工実績。 工事請負契約書によるものを対象とする。 ○修繕の実績(上記に該当するものを除く)。 契約金額(税込)の累計100万円につき施工実績1件とする。	複数施工実績あり	1点
	施工実績あり	0.5点
	なし	0点

(3) 簡易型Ⅰ型(地域実績型)の場合

評価基準						
仙台市(交通局を含む。その他企業局を除く)が発注し、公告日の属する年度の直前の5ヶ年度に完成した「対象工事と同種の工事区分」の維持工事の施工実績。 工事請負契約書によるものを対象とする。						
得点	交通局の 複数施工 実績あり	交通局の 施工実績あり かつ 交通局以外の 施工実績あり	交通局以外の 複数施工 実績あり	交通局の 施工実績 あり	交通局以外の 施工実績 あり	なし
	2点	1.5点	1点	1点	0.5点	0点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」とは、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記1の区分表で指定する、対象工事が属する大分類（O1 土木工事、O2 建築工事、O3 電気工事、O4 機械工事）により判断する。
- 異業種 JV による入札公告の場合には、「対象工事と同種の工事区分」を「分担工事と同種の工事区分」と読み替える。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち、いずれかの企業の実績を評価の対象とする。
- 共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の企業に限る。
- 異業種 JV としての施工実績は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。

[評価項目別取扱事項]

次のいずれかの施工実績を評価対象とする。

●土木工事

- ・本市が管理する土木工事として発注された維持、補修、改修工事の施工実績。
なお、「管内もの」と呼ばれる工事で契約時に施工場所が決まっていない工事及び下水道管更生工事も評価対象とする。
- ・複数施工実績ありは、過去5ヶ年度の期間内で、評価対象となる実績が複数あるものをいう。
- ・簡易型Ⅰ型（地域実績型）の「交通局の施工実績」は、交通局の所管施設における実績をいう。

●建築工事・電気工事・機械工事

- ・本市が管理する建築工事として発注された公共施設（建築物）の改修工事の施工実績。
- ・本市が管理する電気工事及び機械工事として発注された公共施設の電気設備及び機械設備の改修又は更新工事の施工実績。
- ・本市が管理する公共施設（建築物及び建築物のある敷地をいう）における修繕の実績（「対象工事と同種の工事区分」は適用しない）。
- ・複数施工実績ありは、過去5ヶ年度の期間内で、対象となる施工実績が複数あるものをいう。

●対象工事の入札において、本評価項目で申告する実績は、次の評価項目では評価対象とならない。

- ・評価項目シ 緊急工事等の従事実績

<評価値申告書の記載方法>

様式一4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目ス

1. 施工実績の区分をリストから選択する。

- ・簡易型Ⅰ型（土木型、建築型、建築設備型）、簡易型Ⅱ型及び標準型の場合
(複数施工実績あり、施工実績あり、なし)

- ・簡易型Ⅰ型（地域実績型）の場合

（交通局の複数施工実績あり、交通局の施工実績ありかつ交通局以外の施工実績あり、
交通局以外の複数施工実績あり、交通局の施工実績あり、交通局以外の施工実績あり、
なし）

2. 実績がある場合、次により記入する。

対象となる工事の完成年度をリストから選択し、工事名を記入する。

3. 修繕の実績は、様式一6（修繕実績調書）に件名、発注部署、契約金額を記入し、完成
年度をリストから選択する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

[維持工事の実績の場合]

●実績が確認できるCORINSの竣工登録時カルテの写し

●CORINSのみで維持工事等の施工実績を確認できない、又はCORINS竣工登録をしていない
場合は、次の書類の写し

- ・実績が確認できる契約図書等（工事発注者、受注者及び最終契約金額の分かる一連の契約
書、設計図面、数量計算書、工法の指定がある場合は施工計画書等）

[修繕の実績の場合]

累計100万円となる契約書（工事請負契約書を除く）、請書又は見積書兼承諾書の写し（契約
日及び履行期限が分かる書類に限る）

セ. 欠番

ソ. 地域貢献活動等の取組み状況

次の活動や取組み等の実績の有無。

全体得点（満点）は、(1), (2)及び(3)の3項目における得点の計とし、最大1.5点（地域実績型の場合は、(1)及び(2)の2項目における得点の計とし、最大1.0点）とする。

評価基準	得点	
(1)地域貢献活動等の実績 公告日の属する年度の直前の2ヶ年度に、仙台市内において企業として参加又は実施した地域貢献活動、仙台市内における災害時の対応活動（有償を除く）に従事した実績。	複数実績あり	0.5点
	実績あり	0.25点
	なし	0点
(2)市内本店所在年数及び工事の受注状況 ① 公告日の属する年度の4月1日時点において、10年以上の仙台市競争入札参加資格者名簿登録（本社所在地が仙台市内であるものに限る）の実績。 ② 公告日の属する年度の直前の5ヶ年度に完成検査が行われ合格した仙台市（交通局を含む。その他企業局を除く）発注工事の受注実績（評価項目ア工事成績評定点の評価点が0点を超える実績であること）。	①及び②の実績あり	0.5点
	なし	0点
(3)障害者の雇用促進状況 基準日における、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく障害者の雇用に対する取組み状況。 基準日は、公告日により以下のとおり。 ○公告日の属する年度の7月31日以前に公告されたものについては、基準日を、公告日の属する年度の前年度の6月1日とする。 ○公告日の属する年度の8月1日以降に公告されたものについては、基準日を、公告日の属する年度の6月1日とする。	法定雇用障害者数以上	0.5点
	義務外雇用あり	
	法定雇用障害者数未満又は雇用なし	0点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、評価項目(1)は共同企業体を構成する企業のうち、いずれかの企業の実績、評価項目(2)及び(3)は共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業を評価の対象とする。

[評価項目別取扱事項]

(1)地域貢献活動等の実績

- 地域貢献活動の実績は、入札に参加する営業所として参加又は実施したことが確認できるものに限る。
- 単に金銭や物品の寄付、場所の提供及び後援や協賛といった名義提供等のみの実際の活動が伴わないものは対象としない。
- 本市発注工事の現場周辺の清掃活動は、評価対象としない。
- 同一年度内における同一活動の複数実績については1件として評価する。
- 災害時の対応活動のうち、施設等の巡回のみの実績については評価対象としない。

(2)市内本店所在年数及び工事の受注状況

- ②における、評価項目アで得点が加算される場合とは、得点の算出に用いる上位実績の工事成績評定点の平均点が69.1点以上となる場合であり、評価対象となる期間や工事種目も同評価項目によるものとする。

(3)障害者の雇用促進状況

- ここでいう障害者とは、障害者雇用促進法第2条に定められた者をいう。
- 障害者雇用促進法が適用されない企業で障害者を1人以上雇用している場合は、義務外雇用として評価する。

<評価値申告書の作成時の留意点>

(1)地域貢献活動等の実績

- 仙台市内における災害時の対応活動（有償を除く）とは、国、県又は本市を含む市町村から本市市域における災害対応を依頼され、無償で緊急的に対応した実績を評価対象とするものである（例：応急危険度判定、大雨又は強風時の緊急対応）。

<評価値申告書の記載方法>

様式－4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目ソ

(1)地域貢献活動等の実績

1. 活動実績の区分をリストから選択する（複数実績あり、実績あり、なし）。
2. 実績がある場合、活動年度をリストから選択し、活動実績名称を記入する。

(2)市内本店所在年数及び工事の受注状況

実績の有無をリストから選択する（登録及び実績あり、なし）。

(3)障害者の雇用促進状況

1. 雇用の状況をリストから選択する。(法定雇用障害者数以上, 義務外雇用あり, 法定雇用障害者数未満, 雇用なし)。
2. 次の事項を記入する。
 - ① 常用雇用している障害者的人数
 - ② 障害者の雇用障害者の不足数(法定雇用義務のある企業の場合)

*障害者雇用状況報告書による場合は「⑫雇用障害者数の計」及び「⑭障害者の不足数」をそれぞれ記入する。

雇用の状況	(区分を選択)
常用雇用障害者数(障害者雇用状況報告書による場合 ⑫障害者数の計)	人
障害者雇用状況報告書による場合 ⑭障害者の不足数	人

区分をリストから選択
常用雇用人数を記入
法定雇用義務のある企業のみ記入

<落札候補者となった時に提出する書類>

(1)地域貢献活動等の実績

- 営業所として参加又は実施したことが証明できる資料の写し

証明できる資料の例)

活動に関する協定書, 実施要領, 活動報告書, 状況写真, 第三者が証明する活動証明書,
感謝状及びお礼状等

- 災害時の対応活動の従事実績については, 無償の活動であることが確認できる, 国, 県又は
本市を含む市町村による証明書類の写し

(2)市内本店所在年数及び工事の受注状況

なし

(3)障害者の雇用促進状況

- 法定雇用義務のある企業は、「障害者雇用状況報告書(事業主控)」(公共職業安定所の受付印等によりその到達を確認できるものであること。以下本手引きにおいて同じ。)の写し

- 法定雇用義務のない企業は、「障害者雇用状況報告書(事業主控)」の写し又は基準日における障害者の雇用関係が確認できる以下の書類の写し

・「障害者手帳」等の障害者認定状況が確認できる書類

・基準日における雇用関係が確認できる「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証」

*法令に基づき保険者番号, 被保険者記号・番号, 二次元バーコード(ある場合)をマスキング処理のうえ提出すること。

<落札候補者の審査における取扱い>

(1) 地域貢献活動等の実績

評価対象となる地域貢献活動の一例を下図に示す。

区分	活動種別	活動内容	
仙台市	清掃活動	仙台市まち美化センター制度（ボランティア清掃活動）	
		アレマキャンペーン（ボランティア清掃活動）	
		クリーン作戦（ボランティア清掃活動）	
		環境美化活動（ボランティア清掃活動）	
		泉中央美化推進・一斉清掃（ボランティア清掃活動）	
		おらほの公園草刈隊（公園の除草、清掃及び収集作業のボランティア活動）	
		地域貢献活動（緑地内の除草、清掃のボランティア活動）	
		水源地の清掃作業	
	その他	仙台ふるさとの杜再生プロジェクト（育樹活動）	
国	清掃活動	仙台市消防団協力事業所の認定	
		仙台市内の中・高校生の職場体験（インターンシップ）受入れ	
宮城県	清掃活動	ボランティアサポートプログラムによる道路清掃活動	
		スマイルセンター制度（河川等のボランティア清掃活動）	
		広瀬川1万人プロジェクト（ボランティア清掃活動）	
その他		ボランティアによる河川清掃活動	
		子ども110番パトロール事業による学校周辺のパトロール活動	
		献血推進活動	

タ. 品質管理システム等の認証取得状況

評価基準	得点	
公告日において有効である品質管理システム等の認証取得の有無。 ① ISO9001（品質マネジメントシステム） ② 次のいずれかの環境マネジメントシステム ○ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証取得 ○みちのく環境管理規格の認証取得	①及び②の認証取得あり ①又は②いずれかのみ認証取得あり なし	0.5点 0.25点 0点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業を評価の対象とする。

[評価項目別取扱事項]

- 入札に参加する営業所が対象工事の工事内容に関する認証を取得していること。
なお、入札に参加する営業所に施工担当部署（配置予定技術者の所属部署）がない場合に限り、対象工事の施工を担う施工担当部署を有する営業所が認証を取得していることで、評価対象とする。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- ISOについては、対象工事の工事内容と認証の登録範囲（土木構造物、舗装、建築物の施工等）が合致しているか確認すること。
- みちのく環境管理規格については、認証の登録範囲に入札に参加する営業所及び現場が含まれているか確認すること。

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目タ

1. 認証取得の有無をリストから選択する（①及び②の認証取得あり、①又は②いずれかのみ認証取得あり、なし）。
2. 該当する品質管理システム（ISO9001）及び環境管理システム（ISO14001、みちのく環境管理規格）をリストから選択する。
3. 登録証の有効期限を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 登録証及び付属書等の写し
- 入札に参加する営業所に施工担当部署がない場合は、組織図等の写し

チ. 若手又は女性技術者の配置状況

評価基準	得点	
配置予定技術者について、公告日において 40 歳以下（満年齢）の者又は女性の配置の有無。	配置あり	0.5 点
	なし	0 点

＜評価基準の判定方法＞

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業に所属する技術者を評価の対象とする。

＜評価値申告書の作成時の留意点＞

- 配置予定技術者が 40 歳以下かつ女性の場合であっても、重複して 1 点とするのではなく、単に「配置あり」として 0.5 点となる。
- 本評価項目は、専任指導者制度を用いる場合でも評価の対象となる。

＜評価値申告書の記載方法＞

様式一4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目チ

1. 対象となる配置予定技術者の有無をリストから選択する（配置あり（年齢）、配置あり（性別）、なし）。
2. 配置予定技術者の氏名を記入する。
3. 配置予定技術者が 40 歳以下の場合は、生年月日を記入する。

＜落札候補者となった時に提出する書類＞

年齢、性別及び雇用関係が確認できる「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証」の写し

※法令に基づき保険者番号、被保険者記号・番号、二次元バーコード（ある場合）をマスキング処理のうえ提出すること。

＜落札候補者の審査における取扱い＞

対象工事の予定価格に応じ、配置予定技術者と入札参加者の雇用関係を確認する。

- 予定価格が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の場合、公告日に 3 ヶ月以上直接雇用の関係にあること。
- 予定価格が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満の場合、公告日に直接雇用の関係にあること。

ツ. 建設キャリアアップシステムの活用状況

(1) 簡易型Ⅰ型(土木型, 建築設備型及びプラント型), 簡易型Ⅱ型及び標準型の場合

評価基準	得点	
公告日における建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無。	登録あり	0.5点
	なし	0点

(2) 簡易型Ⅰ型(建築型)の場合

評価基準	得点	
公告日における建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無。	登録あり	1点
	なし	0点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業を評価の対象とする。

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目ツ 登録の有無をリストから選択する(登録あり, なし)。

<落札候補者となった時に提出する書類>

公告日における事業者登録の完了が登録年月日等により確認できる次のいずれかの書類

- 「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」の写し
- 「事業者登録完了メール(転送されたメールは除く)」を印刷したもの
- 「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」を印刷したもの

※いずれの場合も、法人情報保護のため事業者ID、管理者ID、パスワード、申請番号、セキュリティコードをマスキング処理のうえ提出すること。

テ. 過去 5 ヶ年度及び現年度における下請負の地元発注推進企業顕彰歴

評価基準	得点	
公告日の属する年度の直前の 5 ヶ年度及び現年度における、本市の「下請負における地元発注推進企業の顕彰に関する要綱」（平成 17 年 3 月 30 日財政局長決裁）に基づく「対象工事と同種の工事区分」の顕彰歴の有無。	顕彰歴あり	1 点
	なし	0 点

<評価基準の判定方法>

[共通取扱事項]

- 「対象工事と同種の工事区分」は、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記 1 の区分表で指定する、対象工事が属する大分類（O1 土木工事、O2 建築工事、O3 電気工事、O4 機械工事）により判断する。
- 現年度については、公告日までに顕彰を受けたものを対象とする。
- 入札形態が共同企業体の場合は、共同企業体を構成する企業のうち代表者の企業を評価の対象とする。
- 共同企業体としての顕彰歴は、出資比率が 20%以上の企業に限る。
- 異業種 JV としての顕彰歴は、分担工事が「対象工事と同種の工事区分」のものに限る。

[評価項目別取扱事項]

- 基準日は、顕彰を受けた年度であり、顕彰工事の完成年度ではない。

<評価値申告書の記載方法>

様式－4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目テ

1. 顕彰歴の有無をリストから選択する（顕彰歴あり、なし）。
2. 実績がある場合、顕彰工事の名称を記入し、該当する表彰年度をリストから選択する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

表彰状の写し

ト. 登録基幹技能者の配置状況

評価基準	得点	
対象工事の内容に適合する登録基幹技能者の配置の有無。	配置あり	0.5 点
	なし	0 点

<評価基準の判定方法>

[評価項目別取扱事項]

- 登録基幹技能者の種類は対象工事に含まれる工種に適合するものに限り、評価対象とする。
- 登録基幹技能者講習修了証に記載される実務経験を有する建設業の種類が、対象工事で従事する工種に適合していない場合は、評価対象としない。
- 登録基幹技能者を複数配置する場合であっても、得点は0.5点とする。
- 配置予定技術者又は現場代理人は、評価対象としない。
- 下請契約を予定する業者が登録基幹技能者を配置する場合であっても、評価対象とする。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- 登録基幹技能者の種類を複数選択する場合は最大5種類まで、1種類につき1名とすること。
- 配置予定とした登録基幹技能者には当該作業における従事義務が生じることに留意し、施工計画書に反映させること。
- 予定していた登録基幹技能者が配置できない場合又は従事実績が認められない場合は、工事成績評定点の採点時に減点となることがある。詳細は、11. 技術提案等の内容の担保（本手引きP50）を参照すること。

登録基幹技能者については下記の（一財）建設業振興基金ホームページを参照。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/>

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

様式-5 登録基幹技能者調書

項目ト

1. 配置の有無をリストから選択する（配置あり、なし）。
2. 配置がある場合、様式-5 登録基幹技能者調書に以下の事項を全て記入する。

- ①登録基幹技能者の種類、所属会社名、講習修了証番号、登録番号、氏名、生年月日、有効年月日、従事する工種、従事する期間（予定）
なお、従事する期間（予定）は、全体工期ではなく、従事する工種の作業に要する予定期間を記入する。
- ②登録基幹技能者を複数配置する場合は、①をそれぞれ記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 登録基幹技能者講習修了証の写し
 - 雇用関係が確認できる「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証」の写し
- ※法令に基づき保険者番号、被保険者記号・番号、二次元バーコード（ある場合）をマスキング処理のうえ提出すること。

④企業の技術的能力の評価（簡易な施工計画）に関する評価項目、評価基準及び得点

○簡易な施工計画について

- ・「簡易な施工計画書」に記載された内容を評価する。

○簡易な施工計画の構成

(i) 施工上特に配慮が必要とされる条件や課題

- ・施工上特に配慮が必要とされる条件や課題を簡易な施工計画のテーマとして1～2項目を設定する。

(ii) 細目①、②、③

- ・テーマごとに細目を1～3題設定する。
- ・細目の種別は表5-9より選択するものとする。

表5-9 簡易な施工計画に関する細目の種別

細目の種別	「簡易な施工計画書」の具体的な所見欄に記載する事項
施工手順	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な施工手順、施工手順に関する工夫等の所見を記載する。
工程計画	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な工程管理、工程管理に関する工夫等の所見を記載する。
施工課題	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、施工課題への対応方法、施工課題への対応に関する工夫等の所見を記載する。
品質管理	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な品質管理、品質管理に関する工夫等の所見を記載する。
安全管理	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、適切な安全管理、安全管理に関する工夫等の所見を記載する。
周辺環境	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、周辺環境への配慮方法、周辺環境への配慮に関する工夫等の所見を記載する。
その他	「施工上特に配慮が必要とされる条件や課題」及び「細目の内容」を踏まえ、設定された細目の種別の内容に関する工夫等の所見を記載する。

評価基準	得点	
選択項目 i (別紙) ※ 評価は、「施工上配慮が必要とされる条件や課題」として設定した細目ごとに行い得点を付与する。 ※ 全体得点(満点)は、細目数1~3×得点(細目数に応じ2~10点)で最大10点とする。 ※ 評価細目についての記載が全く無いか、又は記載内容が不適切である場合は、その細目は不適切(-1点)とする。	【優】 記載内容が適切であり工夫又は重要事項等の記述が見られ優れている 2~10点	
	【良】 記載内容が適切である 1~5点	
	【可】 記載内容が一般的である 0点	

●評価細目についての次の記載については不適切とし、-1点を付与する。

- ・関係法令等に違反するもの
- ・仕様書の基準等を満たさないもの
- ・工事の重大な品質低下につながるもの

●評価細目についての次の記載については、0点を超える得点としない。

- ・工事目的物の形状、寸法など設計図書等においてあらかじめ本市が指定しているものの変更を伴うもの
- ・内容が抽象的な技術的所見等、履行確認が困難と考えられるもの
- ・実施にあたり第三者との協議を要する技術的所見等、実施の不確実性が高いもの

●履行に際し交通局への請負代金額の増額協議を予定している技術的所見を記載してはならない。

<落札候補者となった時に提出する書類>

なし

<提出様式作成の留意点>

- 様式-II(「簡易な施工計画書」)にて求める「施工上配慮が必要とされる条件や課題」に関する各細目について、具体的な所見をそれぞれ記載すること。
- 配置予定技術者本人が作成すること。

⑤企業の高度な技術力の評価に関する評価項目、評価基準、得点等

表 5-10 企業の技術提案に関する評価基準、得点等

評価項目（複数選択可）	評価の視点、判定基準、得点の配点例
総合的なコストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> ●提案数値の評価（定量評価） <p>…提案された最高の性能等の数値に対して得点(配点)の満点を付与し、以下は提案された数値に応じた中間点の得点を付与する。</p>
工事目的物の性能、機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●提案内容の評価（定性評価） <p>【優】【良】【可】の 3 段階による評価を行い、【優】に得点(配点)の満点を、以下は提案内容に応じて中間点の得点を付与する。</p> <p>ただし記載内容に不適切な表現、用語又は数値が含まれる場合は【不適切】と評価しー1 点を付与する。</p>
社会的要請への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ●設定項目、評価の視点及び評価基準、得点の配点等の詳細は、対象工事の入札公告による。

表 5-11 企業の技術提案に基づく施工計画に関する評価基準、得点等

評価項目（複数選択可）	評価の視点、判定基準、得点の配点例
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ●提案内容の評価（定性評価） <p>【優】【良】【可】の 3 段階による評価を行い、【優】に得点(配点)の満点を、以下は提案内容に応じて中間点の得点を付与する。</p>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ●提案内容の評価（定性評価） <p>【優】【良】【可】の 3 段階による評価を行い、【優】に得点(配点)の満点を、以下は提案内容に応じて中間点の得点を付与する。</p>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ●提案内容の評価（定性評価） <p>【優】【良】【可】の 3 段階による評価を行い、【優】に得点(配点)の満点を、以下は提案内容に応じて中間点の得点を付与する。</p>
環境（動植物を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●提案内容の評価（定性評価） <p>【優】【良】【可】の 3 段階による評価を行い、【優】に得点(配点)の満点を、以下は提案内容に応じて中間点の得点を付与する。</p>
その他配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ●設定項目、評価の視点及び評価基準、得点の配点等の詳細は、対象工事の入札公告による。

表 5-12 配置予定技術者の能力に関する評価基準、得点等

評価項目	評価の視点、判定基準、得点の配点例
技術者の専門技術力	<ul style="list-style-type: none"> ●ヒアリング評価 <p>落札候補者から提出された技術資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。</p>
対象工事の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ●設定項目、評価の視点及び評価基準、得点の配点等の詳細は、対象工事の入札公告による。
技術者の取組み姿勢、対応能力	<ul style="list-style-type: none"> ●設定項目、評価の視点及び評価基準、得点の配点等の詳細は、対象工事の入札公告による。

●その他、各評価項目に関する記入様式、記入要領及び添付書類等の詳細事項については、発注工事の入札公告の「総合評価に関する説明書」に掲載のとおり。

6. 提出書類等

入札参加者は、入札公告の「総合評価に関する説明書」に示す「技術提案等」及び「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」を作成し、「入札参加者募集要領」に記載している方法により提出する。

「技術提案等」とは…入札参加時に提出する以下の書類

- 簡易型Ⅰ型の場合…様式-1-Ⅰ「評価値申告書」
- 簡易型Ⅱ型の場合…様式-1-Ⅱ「評価値申告書」及び様式-Ⅱ「簡易な施工計画」
- 標準型の場合…様式-1-Ⅲ「評価値申告書」及び「技術提案書」（様式は入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」に添付する）

「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」とは

…落札候補者となった時に提出する以下の書類

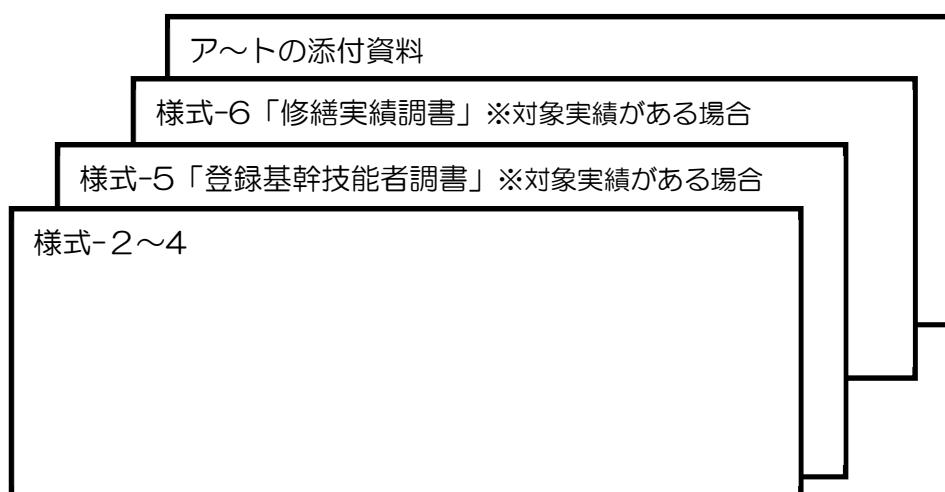
- 様式-2「企業の施工能力」
- 様式-3「配置予定技術者の能力」
- 様式-4「地域貢献・働き方改革・扱い手確保」
- 様式-5「登録基幹技能者調書」※
- 様式-6「修繕実績調書」※
- 上記の様式-2～6の内容を証明するための添付書類

※は対象実績がある場合のみ提出

●落札候補者となったときに提出する資料の作成方法

- ・提出書類の綴り方は、下図のように並べること。
- ・複数の評価項目で同じ実績を申告する場合で、添付資料が重複するときは、当該資料の提出を1部のみとすること。

提出書類の綴り方



7. 落札候補者の審査

(1) 審査の方法

総合評価一般競争入札にあたっては、入札後資格確認型（事後審査）を適用する。

(2) 「技術提案等」の取扱い

「技術提案等」において、事実と異なる記載があった場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 虚偽の記載

- ・虚偽の記載とは、故意に事実と異なる記載をしたものという。
 - ・落札候補者が提出した「技術提案等」において、虚偽の記載があった場合は、当該落札候補者を落札者とすることを不適当とする。
- イ 虚偽以外の記載（ア 以外の事実と異なる記載をした場合）
- ・5. (3) 評価基準及び得点における「落札候補者の審査において、申告した実績が実際に有する実績と異なることが判明した場合」により評価する。
 - ・「様式-1」と「様式-2～6」との申告内容が異なる場合及び記載されている実績が要件を満たさない場合には、別途、要件を満たす実績資料が再提出されることをもって申告内容の証明資料とすることができるものとする。

(3) 配置予定技術者等に対するヒアリング

ア 落札候補者から提出された「技術提案等」及び「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」の適否を判断するため、必要に応じて配置予定技術者等に対するヒアリングを行う場合がある。

イ ヒアリング内容は、概ね次の事項を確認する。

- ・「技術提案等」及び「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」の詳細
- ・配置予定技術者の経歴、保有資格、同種工事の経験の有無
- ・同種工事の実績として申告した工事の内容、施工上の留意点及び工夫した点
- ・対象工事における施工上の課題又は留意すべき点とその技術的所見について
- ・その他必要事項

ウ ヒアリングの結果、「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」に関して、追加の資料提出を求める場合がある。

(4) 落札者の決定

落札候補者が提出した書類を審査し、評価値が適切である場合には対象工事の落札者とする。

8. 配置予定技術者等の取扱い

(1) 配置予定技術者等の変更

総合評価一般競争入札による配置予定技術者の変更是、原則認めないものとする。

また、専任指導者制度を用いる場合は、配置予定技術者及び現場代理人の変更を、原則認めないものとする。

(2) 契約締結前後における取扱い

ア 契約前

入札時に申告のあった配置予定技術者等を配置できない場合、落札者は無効とする。

イ 契約後

- ① やむを得ない事情（監理技術者制度運用マニュアル 二-ニ-(4)参照）により配置技術者の変更が必要と対象工事の総括監督員が認めた場合は、竣工時の履行確認において配置技術者等にかかる評価（簡易な施工計画又は技術提案を含む。）の再審査を行い、落札時の評

価結果を下回る評価項目があった場合、当該評価項目は履行できなかったものとして、工事成績評定点から相応の減点を行う。

ただし、専任指導者制度を用いた場合において、やむを得ない事情により配置技術者の変更が必要と対象工事の総括監督員が認めたときは、当該専任指導者（現場代理人）が配置技術者を兼務することにより工事成績評定点からの減点は行わない。

- ② やむを得ない事情等が無いにもかかわらず配置技術者等を変更する場合は、竣工時の履行確認において契約時の配置技術者等にかかる評価（簡易な施工計画又は技術提案を含む。）はすべて履行できなかったものとして、工事成績評定点から相応の減点を行う。

9. 中立かつ公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令に基づき、あらかじめ選任した2人以上の学識経験者から工事ごとに次の事項について意見を聴取する。

- ① 落札者決定基準を定めるとき
- ② 落札者を決定するとき…①の意見聴取時に「改めて意見を聞く必要があるかどうか」について意見を聞き、「必要がある」との意見があった場合に聴取する。

※参考…「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン（H17.9）」/同検討委員会

(2) 地方公共団体における学識経験者の意見聴取

地方公共団体においては、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞く。

この場合、以下に示すような運用面での工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聞く発注者とは別の公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も含まれる。

- ① 発注者毎に又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける。
- ② 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ③ 個別に学識経験者の意見を聞く。

(2) 学識経験者の選任

学識経験者は、対象工事を所管する部署とは別の部署又は別の発注機関の者のうち、相応の経験と技術力を有している者から選任するものとする。

簡易型Ⅰ型の適用工事については、対象工事の所管部署とは別の部署から選任した学識経験者から意見聴取を行うことができるものとする。

※選任例

総合評価の方式	選任する学識経験者
簡易型Ⅰ型	部長職又は同職相当以上にある者（対象工事の総合評価委員会で委員となる者を除く）
上記以外	仙台市建設局及び都市整備局と協議のうえ選任

10. 技術提案等に関する秘密の保持

総合評価一般競争入札における技術提案等は、提案者の知的財産に該当するものが含まれている場合があることに鑑み、提案内容が他者に知られることのないよう、及び提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないよう、その取扱いにあたっては特段の注意を払うものとする。

受注者が入れにおいて提示した技術提案等については、その内容が一般に行われている状態となった場合は、他の本市発注工事において、受注者の同意を得ることなく無償で使用できるものとする。

1.1. 技術提案等の内容の担保

(1) 履行検証

総合評価一般競争入札においては、契約を締結した落札者（以下、「受注者」という。）から提出された「技術提案等」の内容について、発注担当部署はその履行確認を行うものとする。

受注者は、入札時に提出した技術提案等に係る記載内容のうち、履行すべき内容を一覧にして発注担当部署へ提出し、それらが施工計画書等に適切に反映されているか当初施工計画書の提出時に確認を受けなければならない（参考様式－6）。

また、工事完成時にはその履行結果を一覧にして発注担当部署へ報告のうえ、履行の有無について確認を受けなければならない（参考様式－7）。

受注者は、「簡易な施工計画」に記載された内容についても、その適正な履行について責任を負うものとする。ただし、記載された内容のうち評価されなかった部分については必ずしも履行の責任を負うものではない。なお、評価されなかった部分（ただし、マイナス評価を受けたものを除く。）について、受注者による適切な履行を妨げるものではない。

受注者は、登録基幹技能者を配置することで、評価を受けたものは、「施工計画書」に配置する登録基幹技能者の種類（工種）に応じた詳細の従事内容を記載し、発注担当部署に提出しなければならない。

(2) 工事成績への反映

履行検証において、受注者が「技術提案等」に係る記載内容を履行しなかったと判断された場合は、その達成率等に応じて工事成績調書の評定点から減点を行う。

ただし、設計変更等やむを得ない理由によるものであることが契約図書等により明確であるときは減点を行わない。

なお、技術提案等に変更が生じる場合は、担当部署と協議すること。

また、登録基幹技能者の取扱いは以下のとおりとする。

【登録基幹技能者の取扱いについて】

① 申請した登録基幹技能者の変更

予定していた登録基幹技能者と同等の資格を有する者を配置されたことが確認でき、該当する工種に従事した実績が認められたときは工事成績評定点から減点を行わない。

② 登録基幹技能者の従事状況

工事の完成検査時に、申請した者が対象工種の作業に適切に配置されていたか確認し、申請した工種に従事した実績が認められないときは工事成績評定点から減点を行う。

③ 登録基幹技能者の複数配置を予定していたが配置できなくなった場合

登録基幹技能者の複数工種への配置を予定していたときは最低1名の登録基幹技能者の従事を必要とする。1名も配置がなされなかったときは工事成績評定点から減点を行う。

④ 申告した登録基幹技能者の配置が不可能となり、申告した工種と別の工種の登録基幹技能者を配置する場合

申告した登録基幹技能者と異なる工種であっても登録基幹技能者を配置されたことが確認でき、その工種に従事した実績が認められたときは工事成績評定点から減点を行わない。

12. 実施手順

簡易型Ⅰ型、簡易型Ⅱ型の標準的な事務フロー及び日数は次のとおり。

